

## 枚方市美術推進委員協議会の傍聴に関する取り扱い要領（案）

この要領は、枚方市美術推進委員協議会（以下「協議会」という。）における協議の傍聴に関して、必要な事項を定めるものです。

（傍聴の手続き）

1. 協議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、事前に自己の住所及び氏名を記載した傍聴人受付簿を提出していただきます。
- 2 協議会の会長（以下「会長」という。）において、特に必要と認めたときは、傍聴を制限することがあります。

（傍聴の区分）

2. 傍聴席は、必要に応じて一般席及び報道関係席に分ける場合があります。

（協議席への立ち入り禁止）

3. 傍聴人は、審議席に立ち入ることはできません。

（傍聴席に入ることができない者）

4. 協議を妨害し、又は他者に迷惑をおよぼすと認められる者は、傍聴席に入ることができません。
- 2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入れません。ただし、保護者又は監督者が付き添う場合は、この限りではありません。

（傍聴人が守るべき事項）

5. 傍聴人は、協議会場の秩序を乱し、又は協議の妨害となるような行為をしてはいけません。
- 2 傍聴人の発言は禁止されます。

（写真、ビデオ等の撮影及び録音の禁止）

6. 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしてはなりません。ただし、報道関係者など特に会長の許可を得た者は、この限りではありません。

（係員の指示）

7. 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければなりません。

（違反に対する措置）

8. 傍聴人がこの要領に反するときは、会長がこれを抑止し、その命に従わないときは、退場させることがあります。

（資料の取り扱い）

9. 傍聴人には、傍聴の便を図るため当日の会議資料（既存資料は除く）の提供を行います。ただし、用意した部数が不足した場合は供覧による対応とさせていただきます。

No. \_\_\_\_\_

### 枚方市美術推進委員協議会傍聴人受付簿

枚方市美術推進委員協議会の協議を傍聴します。

なお、傍聴にあたっては「枚方市美術推進委員協議会の傍聴に関する取り扱い要領」に従い傍聴します。

記

|       |           |
|-------|-----------|
| 住 所   |           |
| 氏 名   |           |
| 傍聴年月日 | 年 月 日 ( ) |

※ 1人1枚記入してください。